



単身向け住宅の申込資格

※世帯向け住宅に申込

みをされる方は12～13ページをご覧ください。

すべての申込資格は**12月1日現在が基準となります**。(なお、申込者が

県営住宅は、低額所得者や、高齢者、障害者など、住宅に困っている方のために建てられたものです。以下福島復興再生特別措置法に伴う避難指示区域の居住制限者、子ども被災者支援法に基づく支援対象避難者、ください。

入居までに申込資格を喪失した場合は、失格となります。)

の申込資格をよく読んで、申込資格を有しているかを確認してください。

県内応急仮設住宅入居者については、応募資格が一部緩和される場合があります。詳しくは、お問い合わせ

共通の資格	特定の資格	入居者の決定方法	ページ数	
			新築	あき家
<p>共通の資格 以下の条件をすべて満たす必要があります。</p> <p>①戸籍上配偶者がいないこと。 ※正式に離婚が成立していない場合でも、認められることがありますので、応募される前にご相談下さい。</p> <p>②現在、次の1～6のいずれかに該当する住宅困窮理由があること。 1 他の世帯と炊事場、便所、浴室のいずれかを共同使用している。(親子等との同居は除く。) 2 住宅がせまい。(居住部分が一人あたり4畳以下) 3 住宅用でない建物に住んでいる。 4 家賃が高い。(居住部分が1畳あたり3,000円以上) 5 借地借家法に基づく正当な理由か、またはこれに準ずる理由により家主から立退き要求を受けている。 6 通勤に片道2時間以上かかる。(各交通機関の標準所要時間を用い、乗り換え時間は10分として計算します。) ※すでに県営住宅へ入居されている方は、上記2・4・6のいずれかの住宅困窮理由があること。</p> <p>③10ページの入居収入基準(月収額)内であること。 (月収額の算出方法は、54～61ページを参照してください。)</p> <p>④個人の県民税及び市町村民税を滞納していないこと。</p> <p>⑤県営住宅の家賃を滞納していないこと。</p> <p>⑥申込者が暴力団員(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。 ※なお、身体上または精神上の障害から常時の介護を必要とする方も、必要な介護が受けられる場合は申込資格がありますので、詳しくはご相談ください。</p>	<p>特定の資格 共通の資格の他に以下の条件を満たす必要があります。</p> <p>高齢単身者向住宅 60歳以上の方。</p> <p>一般単身者向住宅 次のア～ケのいずれかにあてはまること。 ア 60歳以上の方。 イ 身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級までの障害のある方。 ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1級から3級の方、並びにA1・A2・B1・B2の判定を受けた知的障害のある方。(精神に障害のある方で1級から3級の国民年金、厚生年金、又は共済年金の証書を交付されている方、並びに知的障害のある方でこれと同等の証書を交付されている方を含みます。) エ 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症の方と表ノ3の第1款症の障害のある方。 オ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方。 カ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等。 キ 生活保護を現に受けている方、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方。 ク 中国残留邦人等の永住帰国者であって、本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない方で、厚生労働省社会援護局長の発行する永住帰国者証明書を有する方。永住帰国者には配偶者及び二世等は含みません。 ケ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項及び第3項に規定する被害者の方で次のいずれかに当てはまる方。 ① 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第3項第3号による一時保護又は第5条の規定による保護が終了した日から5年を経過していない方。 ② 加害者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出されてから5年以内の方。</p> <p>一般単身者向住宅(特定の資格なし) この住宅は共通の資格を満たせば応募することができます。</p>	<p>抽選</p>	<p>40</p>	<p>41</p>
		—	—	42
		—	—	44
		—	—	45
		—	—	46



優遇制度

単身者向住宅のあき家 ※世帯向け住宅に申込み

をされる方は12～13ページをご覧ください。

◎抽選の当選率の優遇扱い

落選優遇 [優遇のつかない方を1とした場合、当選率を3倍(抽選番号:3個)とする。]

定期募集に過去**5回**(3年5月、3年11月、4年5月、4年11月、5年5月)**連続して抽選により落選**している方。

選考対象住宅に申込み、落選した方は落選回数には含まれません。また、申込者は同一人に限ります。

落選優遇が受けられるかどうか、よく確かめてください。

優遇項目に該当しないのに優遇で申込れますと、当選しても入居資格審査の結果、**失格**となりますのでご注意ください。

申込記入欄

該当する方は申込書の「9 落選優遇」に○をしてください。○をつけないと優遇の扱いは受けられません。

単身の方 ¹⁸	① 高齢者	② 身体障害者(級)	③ 精神・知的障害者(級)	④ D・V	⑤ 生保	⑥ 海外引揚者	⑦ その他	⑧ 落選優遇(あき家のみ)
--------------------	-------	------------	---------------	-------	------	---------	-------	---------------

※新築住宅を申し込む場合には、落選優遇はありません。



単身向け住宅の申込書の記入例

※世帯向け

住宅に申込みをされる方は16～17ページをご覧ください。

◎この記入例を参考にしてご記入ください。(色刷り枠内)

○希望する住宅の地区名、募集地区番号を記入してください。

ただし、募集地区番号と地区名が違った場合は、募集地区番号で受け付けします。

県営住宅入居申込書(色刷り枠内のみ記入してください。)

神奈川県住宅営繕事務所長 殿 県営住宅の入居について、次のとおり申込みます。この申込書に偽りの記載があるとき、又は申込者若しくは同居しようとする親族が暴力団員であるなど、県営住宅の申込資格を有していないときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。

カード別	令和 年 月 日	C#	処理区分	受 付 番 号
14		01	03	04 R0511 09
20	氏 名	カナカワ イチロウ		
14	(カタカナ)	カナカワ イチロウ		
30	募集地区番号	地区名		
14		285021 平野D		
14	※下段は優遇資格のある方、単身の方、裁量世帯の方、定期借家の方は、該当する番号に○印をつけてください。(資格のない方は○印をつける必要はありません。)			
10	優遇資格のある方	①(新築のみ)地元 ②身体障害(級) ③母子 ④父子 ⑤高齢者 ⑥永住帰国者(引揚者) ⑦子育て・多子 ⑧高齢者夫婦 ⑨落選優遇(お家のみ) ⑩公害その他		
14	単身の方	①高齢者 ②身体障害(級) ③精神・知的障害(級) ④DV ⑤生保 ⑥海外引揚者 ⑦その他 ⑧落選優遇(お家のみ)		
14	裁量世帯	①身体障害(級) ②子育て世帯 ③戦傷病・被爆者等 ④海外引揚者世帯 ⑤高齢者世帯 ⑥その他		
14	定期借家	①子育て世帯 ②その他		

○「裁量世帯」とは、月収額が公営住宅214,000円改良住宅139,000円まで申込みできる世帯です。該当するものを○で囲んでください。対象世帯は10ページを参照。

○該当するものを○で囲んでください。単身の方の申込資格は36～37ページを参照。

○1から6までのいずれかに該当し、落選優遇「5回連続(3年5月、3年11月、4年5月、4年11月、5年5月)で抽選により落選」の方は○で囲んでください。○をつけないと優遇の扱いは受けられません。36～37ページを参照。

のみにご記入ください。

○ここに記入された住所に通知しますので正確に記入してください。(郵便番号は7ケタでお願いします。)

連絡先電話番号(連絡のつきやすい番号)も必ず記入してください。

カード別	郵便番号	16	231-8613	連絡先電話番号	1	090-XXXX-XXXX	2	045-201-XXXX
40	市区町村名	16	ヨコハマシ	21	ナカク	26		31
41	町名・丁目・番地	16	ニホンオオト	21	オリ	26	3-3	31
42	方書(アパート/マンションなど)	16	イロハニアハ	21	ート	26	202	31
43	婚約者・別居者の現住所	電話() - ()						
43	申込者勤務先 ※申込者に連絡先がない場合の代理人等	名称	電話() - () 内線					

※必ず記入してください。

○住宅に困っている状況で該当するすべての番号に○をつけ、理由を記入してください。36ページ申込資格②住宅困窮理由を参照。

住宅に困っている状況(該当するすべての事項を必ず記入してください。)*2、4は必ず記入してください。

① 他の世帯と共同(親子等は除く)	台所・(便所・浴室) (共同世帯)	現在住んでいる住宅	① 県営住宅(団地)
② 部屋がせまい(1人平均4畳以下)	畳数10.5畳(洋間も含む)÷使用人数 1名=1人平均10.5畳		② UR(旧公団)、公社住宅
③ 非住宅建物	建物の概要		③ 市町村営住宅
④ 家賃が高い(1畳あたり3,000円以上)	月額45,000円÷畳数10.5畳(洋間も含む)=1畳あたり4,285円		④ 民間の賃貸住宅
⑤ 結婚後の住居がない	婚姻届の予定 年 月		⑤ 社宅
⑥ 正当な立退き要求を受けている	理由		⑥ 両親等と同居中
⑦ 通勤時間に片道2時間以上かかる(通勤先までの経路)	片道通常 時間 分 経路 (乗り換え時間は10分とする)		
⑧ 子育てに適する公営住宅及び若年夫婦世帯同住宅の有効期間の満了する日が5年以内に到来	住宅の名称() 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで		

○1畳あたりの計算は、1ヶ月の家賃金額(共益費、駐車場費を除きます)を、居住部分(台所、便所、浴室、洗面所などは除き、洋間は含みます)を合計した畳数で割り算をしてください。

○該当する項目の番号を○で囲んでください。

※年間(推定)総収入金額欄は申込時に収入のある方は、全員記入してください。

カード別	ID	氏 名	続柄	生 年 月 日	年 齢	同 居 別 居	職 業 (学校名)	年間(推定)総収入金額	年 間 所 得 金 額	裁量世帯コード		
14	51	神奈川-郎	本人	32050166	66	年金	年金	2,500,000	1,400,000			
14	52	02	男			同						
14	52	03	女			同						
14	52	04	女			同						
14	52	05	男			同						
14	52	06	女			同						
14	50	0	控除額	扶養親族 1人 38万 基礎振替 1人 10万 老人扶養 1人 10万 特定親族 1人 25万 障害 1人 27万 特別障害 1人 40万 寡婦 1人 27万 ひとり親 1人 35万				B 控除額計	A 年間所得計			
				0	0	0	0	0	0	0	100,000	1,400,000
								A 年間所得計 1,400,000円 - B 控除額計 100,000円) ÷ 12 =		108,333円		

○申込者の氏名(漢字)・生年月日・年齢・職業・収入を記入してください。

○この金額の出し方は月収額の計算のしかた54～61ページをよく読んで間違いのないよう計算してください。月収額が公営住宅の場合158,000円(裁量階層214,000円)、改良住宅の場合114,000円(裁量階層139,000円)を超えた方は申込みできません。